

令和2年8月26日

厚生労働大臣
加藤 勝 信 様

一般社団法人介護人材政策研究会
代表理事 天野 尊 明



令和3年度予算概算要求について（要望）

時下、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、今春以来のコロナ禍にあって、介護施設・事業所が受けた影響は甚大であり、来年度予算におけるさらなる支援措置は不可欠です。

つきましては、以下の通りご要望申し上げますので、大変お忙しいなか、誠に恐縮ではございますが、各段のお計らいを賜りますようお願い申し上げます。

（1）介護報酬改定における基本報酬増について

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、我が国全体に「新しい生活様式」の浸透が求められています。特に重症化しやすく、ハイリスクな方が居住・利用する介護施設・事業所においては、可能な限り速やかな対応が求められるところです。

来年度予算においては、介護報酬の改定が取り扱われますが、BCP策定や感染症発生時のマニュアルづくりをはじめ、コロナ以降の感染症対策を推進する観点から運営基準を見直すとともに、それに応じた基本報酬の増をお願い申し上げます。

なかでも通所介護事業所やショートステイなどの在宅サービスについては、今般のような大規模な感染症の流行により顕著に影響を受けることが明らかとなりました。

また介護人材の観点では、コロナ禍においては感染症対応に必要となる人員の余剰確保という部分等でも、さらなる財源が必要となる状況にあります。

これらの諸課題を踏まえ、国民の在宅生活を維持・継続するための社会資源として、一層の財政支援を要望いたします。

加えて運営基準の見直しにあたっては、対人援助という介護特有の性質を踏まえ、介護従事者の労働環境整備やメンタルヘルスの支援などについても、可能な限りの導入をご検討いただきますようお願い申し上げます。

（2）介護関連業務のオンライン化促進に資する財政支援について

コロナ禍を受けて、各分野でテレワークやオンラインによる取り組みが進められて

きたところですが、こうした状況を鑑みれば介護施設・事業所においても、可能な限り多様な働き方を認め、進めていくことは当然のことです。

例えば請求業務など、場所を特定せず行える業務は少なくありません。

また、介護現場においても、すでに見守り・センサーなどの導入により業務負担の軽減が進められているところですが、その点もさらに強力で推進していく必要があります。

加えて、コロナ禍で活動が制限されるなか、説明会や面接、施設見学等の採用活動においてもオンライン化が急速に進んでいます。こうした取り組みが、Withコロナ時代においてはもちろん、その後のAfterコロナにおいてもスタンダードなあり方のひとつとなるよう、広く普及させていくための後押しが必要です。

つきましては、介護現場やそれに関わる職場においてオンライン化を進めることにより、新しい生活様式に応じた働き方・人材戦略の実現を促進するため、地域医療介護総合確保基金の拡充等による支援を要望いたします。

(3) 人員配置基準の見直しと報酬単価の考え方について

社会保障審議会・介護給付費分科会において、ロボット・ICT導入促進によりグループホームの夜勤における人員配置基準等を見直すことが検討されていますが、この点については、現場から「職員の負担増につながる」という懸念が示されているところです。

また、介護報酬は人手（手間）を評価したものという考え方もあるところですが、現状の介護事業者の経営難を踏まえれば、人員削減と介護報酬の引き下げが連動した場合、上記職員の負担感を軽減する対応のための余力は残らないものと思料されます。

つきましては、ロボット・ICT導入による人員削減を進めるにあたっては、その効果測定に係るエビデンスの慎重な構築と公表をお願いするとともに、介護報酬の改定については介護保険法に記載されている通り、「サービス等に要する平均的な費用の額」をもとにすることとし、人員配置基準の見直しと報酬単価の引き下げとの連動がされないよう財政上のご配慮をいただきたく、お願い申し上げます。

(4) 介護施設・事業所におけるPCR検査の恒常化と優先的・全面的実施について

重症化しやすく、ハイリスクな方が居住・利用する介護施設・事業所においては、感染可能性の段階から徹底したリスク管理が求められます。特に直接介護にあたる介護職員等については、感染するリスク、感染させてしまうリスクともに非常に高く、安心・安全なサービス提供の面からいつでもPCR検査を受けられる環境にしていかなければなりません。

政府におかれては、介護施設・事業所に対する出張型PCR検査をご検討いただいているところですが、来年度予算においてもその恒常化と優先的・全面的実施に係る財政措置を講じていただきますよう要望いたします。

(5) 社会福祉連携推進法人による効率的な介護人材確保の仕組みづくりについて

先の国会にて成立したいわゆる地域共生関連法において、社会福祉連携推進法人の仕組みが創設されたところであり、今後更なる機能の発揮が期待されます。

特に小規模な介護事業者においては、効率的な人材確保や育成が困難であることが指摘されており、法人間連携などによる戦略的な展開が望まれます。

しかしながら、現状では社会福祉連携推進法人に認められる取り組みは、採用・育成を合同で行うことなどに留まっています。一定の効果は認められるものの、アライアンスによるポテンシャルが最大化され、構成員に還元されるとは言い難い状況です。

この仕組みを各地域で一層活用していくためには、社会福祉連携推進法人の裁量を拡充し、効率化を更に押し進めることで、個別の施設・事業所が抱える課題の解決機能を高めていく必要があります。

については、社会福祉連携推進法人自体が職員を雇用し、介護人材不足がひっ迫する、あるいはスポットでの人材投入が必要な施設・事業所へ派遣することを可能にするなど、効率的な人材戦略を構築し得る裁量の拡充を図るとともに、その推進に係る費用の助成など、財政的支援を講じていただくよう、要望いたします。

(6) 各施設・事業所における人事機能強化について

深刻な介護人材の不足が続くなか、各施設・事業所において質量両面での人材確保、育成、定着を目指して努力しているところですが、労働人口そのものが減少していることに加え、コロナ禍による産業構造の変化もあいまって、なお厳しい状況が続いています。

そのようななかで、各法人または施設・事業所において専任職員を置き、人事機能の強化を図る事例が増えています。それにより、これまで以上に国内外を問わず戦略的に優れたスタッフを確保できている傾向が見られます。Withコロナ時代にあつてはオンラインでの採用活動など新しい仕組みづくりが求められるところ、柔軟かつ強靱な人事機能が不可欠です。

しかしながら、原資となる介護報酬は適正化が進み、特にコロナ禍でのコスト増で経営がひっ迫するなか、すべての法人、施設・事業所で、その体力が確保できる状況にありません。

つきましては、次年度予算において、各法人、施設・事業所における人事機能強化のための補助についてご考慮賜りますよう、要望いたします。

(7) オンラインでの研鑽の機会創出と活用のための支援について

コロナ禍による最も顕著な行動変容のひとつが、様々な会合、特にセミナー・研修等のオンライン化です。

こうした取り組みは、介護施設・事業所においても急速に進んでおり、従事者の研鑽の機会はある方そのものを変えつつあると言えます。

オンラインでのセミナー・研修の利点は、移動に関する交通費や時間が不要である

ことや、受講の場を選ばないという点であり、実施する運営側、受講する側両面にとって学びの裾野拡大に直結する可能性を有しています。

そのため従来は施設・事業所から選ばれた職員しか受けられなかったセミナーであっても、学びたい意欲さえあれば比較的容易かつ多様に機会を得られるようになりました。

については、こうしたオンラインでの研鑽機会を一層拡げていく観点から、特に介護など社会福祉に関するスキルや知識を求められる分野については、施設・事業所はもちろん、個人であっても研修受講の費用を支援するとともに、そうした機会を創出する運営者についても当面の間、インフラ整備を目的とした助成をご検討いただきますよう、要望いたします。

(8) 小規模特養の事業継続への配慮について

前回改定では、定員 30 人の小規模特養の基本報酬が「経過的小規模介護福祉施設サービス費」として大幅に減額され、さらに次期改定では廃止になる方針が示されております。

元来、離島やへき地など、人口規模等の地理的条件から定員 50 人の施設を運営することが難しい地域にも特養を設置できるように設けられたのが「小規模特養（定員 30 人）」でしたが、前回改定の引き下げにより経営はひっ迫し、次期改定で廃止になれば、存続自体が危ぶまれる施設も出てくることが予想されます。そうなれば、離島やへき地における地域福祉の拠点、そして雇用の場が失われることになり、地域社会そのものが消滅しかねません。

特にコロナ禍においては、前回改定による環境変化に想定外のコスト増が追い打ちをかける状況になっており、事業破綻のリスクは大きく高まったと言えます。

つきましては、小規模特養の事業継続にご配慮いただき、その基本報酬の引き上げについてご検討お願い申し上げます。

一般社団法人介護人材政策研究会
〒102-0083
東京都千代田区麹町 3-5-2BUREX 麹町 311
(シム・コンサルティンググループ内)
TEL : 03-5213-4270 / FAX : 03-6478-8333
E-mail : info@kaijinken.or.jp